

岡山県高等学校体育連盟 規約

第1章 名 称

第1条 本連盟を岡山県高等学校体育連盟と称する。

第2章 目 的

第2条 本連盟は、高等学校における体育・スポーツの健全な発展を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本連盟は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 高等学校体育・スポーツに関する審議会の開催
- (2) 高等学校生徒の諸体育・スポーツ大会の開催
- (3) 高等学校体育・スポーツに関する調査研究
- (4) 体育諸団体との連絡
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組 織

第4条 本連盟は、本県高等学校等の加盟校をもって組織する。

第5条 本連盟の業務を執行するため次の支部と専門部を置き、その細則は別に定める。

- (1) 地区支部（3支部）
- (2) 競技専門部（別表1）
- (3) その他の専門部（2専門部）

第5章 役 員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 4名（備前、備中、美作、私学） |
| (3) 理 事 長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 3名（原則、地区支部の理事長が兼ねる） |
| (5) 校長理事 | 3名（備前、備中、美作） |
| (6) 副校長・教頭理事 | 1名（原則、事務局長を兼ねる） |
| (7) 支部理事 | 22名（備前8、備中8、美作6） |
| (8) 専門部理事 | 7名（競技専門部3、その他専門部4） |
| (9) 一般理事 | 2名 |
| (10) 常務理事 | 若干名 |
| (11) 監 事 | 2名 |

2 前項の役員のほか、顧問若干名を置くことができる。

第7条 役員を選出は、次によるものとする。

- (1) 会長、副会長及び監事は評議員会において選出する。
- (2) 理事は、高等学校長協会及び高体連各支部等からの推薦に基づき会長が委嘱する。
- (3) 理事長と常務理事は、理事の互選によって決定する。
- (4) 顧問は、評議員会の推薦に基づき会長が委嘱する。

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、会務処理の責に任ずるとともに、会長及び副会長に事故にあるときは、その職務を代行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、会務の企画運営に当たる。
- (6) 常務理事は、会務を処理する。
- (7) 監事は、会計を監査する。
- (8) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 評議員

第10条 本連盟に、評議員を置く。

2 評議員は、次の2種とする。

- (1) 加盟校の各学校長
- (2) 競技専門部長

3 評議員は、評議員会を組織し、重要事項を審議し、決定する。

第7章 会議

第11条 本連盟の会議は、理事会、常務理事会及び評議員会とし、会長が必要に応じ招集する。

2 会議の議長は、会長が務めることを原則とする。

3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状は認める。

4 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第12条 常務理事会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 理事会から委任された事項
- (2) その他必要な事項

第13条 理事会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 評議員会から委任された事項
- (2) 評議員会へ提出する議案
- (3) その他必要な事項

第14条 評議員会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 会長、副会長、監事の選出
- (3) 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算
- (4) その他必要な事項

第15条 会長は、緊急を要するとき常務理事会をもって評議員会に代えることができる。ただし、この場合は、次の評議員会に報告して承認を求めるものとする。

第8章 会 計

第16条 本連盟の経費は、加盟校の負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第17条 加盟校の負担金は別表2のとおりとし、この負担金額は、評議員会において定め、毎年5月末日までに納入するものとする。

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 本連盟の予算及び決算は、毎年評議員会の承認を得なければならない。

第9章 事務局

第20条 本連盟の事務局は、会長の指定する所に置く。

第21条 本連盟の会務を処理するために、事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

2 事務局員の任用等は、別に定める。

第10章 附 則

第22条 本連盟に加盟するには、文書をもって会長に申込むものとする。

第23条 本規約は、評議員会の決議によらなければ変更することができない。

第24条 表彰規程は、別に定める。

第25条 本規約は、昭和57年4月21日から施行する。

平成5年4月14日一部改正 平成6年4月14日一部改正

平成11年4月14日一部改正 平成12年4月12日一部改正

平成17年4月13日一部改正 平成22年4月7日一部改正

令和2年4月15日一部改正 令和7年4月10日一部改正

令和8年1月28日一部改正 令和8年4月9日一部改正

別表1

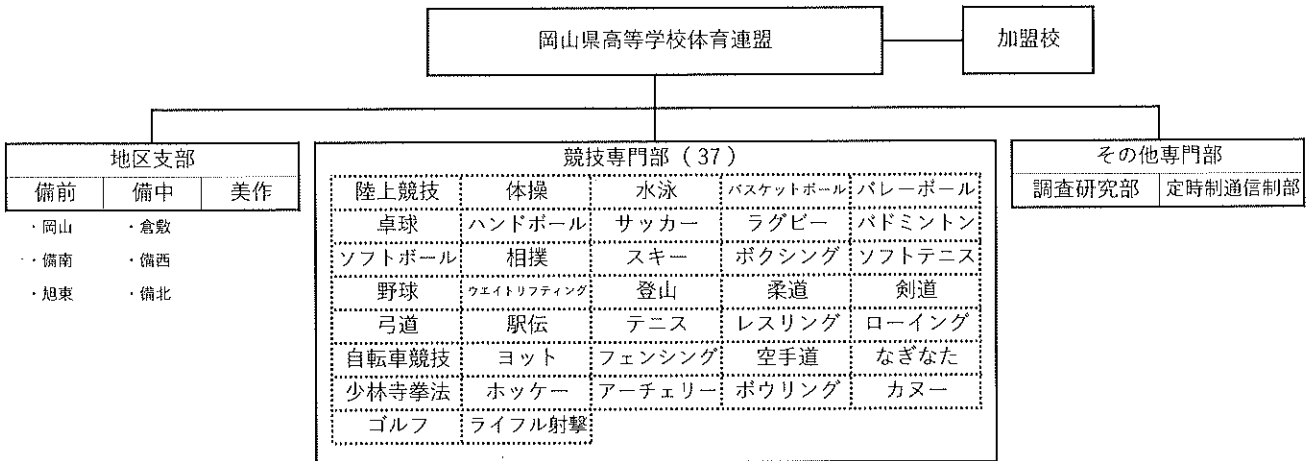
1 陸上競技	2 体操	3 水泳	4 バスケットボール	5 バレーボール	6 卓球
7 ハンドボール	8 サッカー	9 ラグビー	10 バドミントン	11 ソフトボール	
12 相撲	13 スキー	14 ボクシング	15 ソフトテニス	16 野球	
17 ウエイトリフティング	18 登山	19 柔道	20 剣道	21 弓道	22 駅伝
23 テニス	24 レスリング	25 ローイング	26 自転車競技	27 ヨット	
28 フェンシング	29 空手道	30 なぎなた	31 少林寺拳法	32 ホッケー	
33 アーチェリー	34 ボウリング	35 カヌー	36 ゴルフ	37 ライフル射撃	

別表2

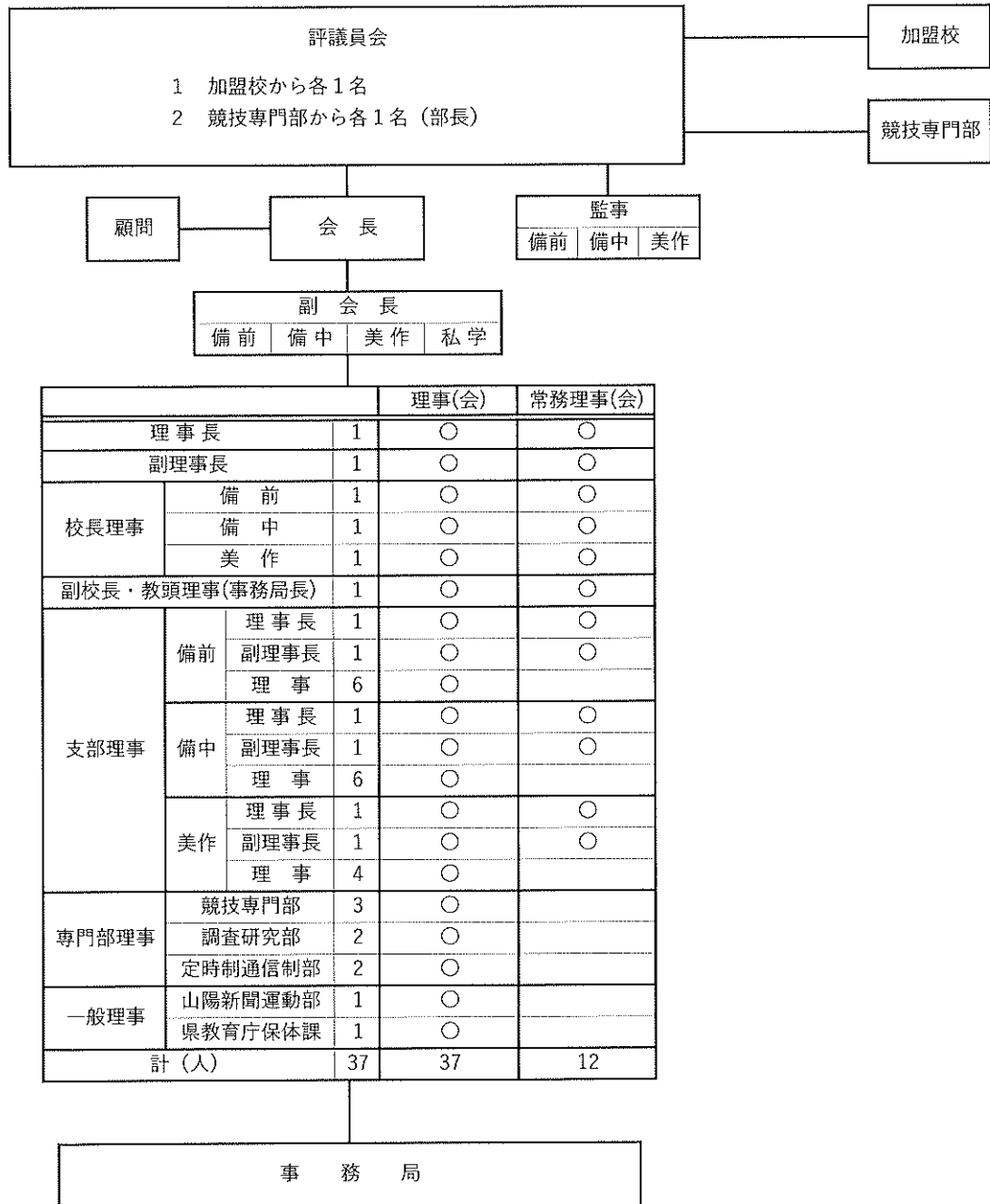
全日制高校	1校当たり 生徒数に800円を乗じた額	生徒数は、 5月1日現在の在籍数（休学生徒を除く）とする。
定時制高校	1校当たり 生徒数に250円を乗じた額	
通信制高校	1校当たり 生徒数の8分の1（端数切り捨て）に250円を乗じた額	
聾・特別支援	1校当たり 生徒数に200円を乗じた額	

岡山県高等学校体育連盟

組織図



運営組織図



岡山県高等学校体育連盟地区支部細則

第1章 名称及び事務局

第1条 岡山県高等学校体育連盟規約第5条に基づく3つの地区支部は、備前支部、備中支部及び美作支部と称する。

第2条 各地区支部の事務局は、原則、各支部理事長の勤務校に置く。

第2章 目的

第3条 各地区支部は、高等学校における体育・スポーツの健全なる発展を図ることをもって目的とする。

第3章 事業

第4条 各地区支部は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 高等学校生徒の諸体育大会の開催
- (2) 高等学校体育・スポーツに関する諸活動
- (3) 体育諸団体との協力
- (4) その他各地区支部の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 各地区支部は、岡山県高等学校体育連盟に属し、各地区支部に所在地がある高等学校等で組織する。

第6条 各地区支部には、岡山県高等学校体育連盟規約第5条(別表1)の競技専門部を置く。

第5章 役員

第7条 各地区支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 評議員 各校1名(ただし、理事に選出された学校は、評議員会の承認を経て1名補充することができる。)
- (7) 監事 2名

第8条 支部長及び副支部長は、評議員会において選出する。

- 2 支部長は、各地区支部を代表し、会務を統轄する。副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、その職務を代行する。

第9条 理事は、評議員会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選による。

第10条 監事は、評議員会において選出する。監事は、会計の監査を行う。

第11条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第12条 各支部の会議は、理事会と評議員会とし、支部長が必要に応じ招集する。

2 会議の議長は、支部長が務める。

3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状は認める。

4 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第13条 理事会は、理事をもって組織し、評議員会付帯事項及びその他必要事項を審議執行する。

第14条 評議員会は、毎年2月に開き、予算、決算、事業、細則改正及びその他重要事項を審議する。

第15条 支部長は、緊急を要するときは、理事会をもって評議員会に代えることができる。ただし、この場合は、次の評議員会に報告し、承認を求めることとする。

第7章 会計

第16条 本支部の経費は、県高体連の支部費及び補助金をもってこれに充てる。

第17条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第18条 本支部の予算・決算は、理事会で審議し、評議員会の承認を得なければならない。

第8章 附則

第19条 理事長及び副理事長は、岡山県高等学校体育連盟の常務理事となる。

第20条 本細則は、平成4年2月25日から施行する。

平成5年2月23日改正

平成6年2月23日改正

平成17年2月23日改正

令和7年4月10日改正

岡山県高等学校体育連盟競技専門部細則

第1条 この部は、岡山県高等学校体育連盟規約第5条に基づき、岡山県高等学校体育連盟競技専門部と称する。

第2条 各競技専門部は、岡山県高等学校体育連盟競技専門部に関する事項をつかさどり、次の事業を行う。

- (1) 各競技専門部の運営等に関する事項
- (2) 各競技専門部の相互連絡調整に関する事項
- (3) 関係競技団体及び諸機関との連絡調整に関する事項
- (4) その他この部の目的達成に必要な事項

第3条 競技専門部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 委員 若干名

第4条 各競技専門部の役員は、各競技専門部からの推進により会長が任命する。

2 委員長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 各競技専門部役員会は、各部長が招集し、部の主要事項を審議する。

第6条 各競技専門部の経費は、高体連の予算をもってこれに充てる。

(申し合わせ事項)

1 大会の期日設定

(1) 岡山県高等学校総合体育会

原則、6月の第1日曜日を含む、土・日

(2) 各支部高等学校総合体育大会

原則、5月の第2日曜日を含む、土・日

2 競技専門部として新たに加盟を希望する場合は、3校3チーム以上の活動実績を有していることとし、男女種別のある場合は、それぞれの条件を満たしていることを原則とする。

岡山県高等学校体育連盟調査研究部細則

第1条 この部は、岡山県高等学校体育連盟規約第5条に基づき、岡山県高等学校体育連盟調査研究部と称する。

第2条 調査研究部は、岡山県高等学校体育連盟の調査研究に関する事項をつかさどり、次の事業を行う。

- (1) 高等学校体育・スポーツに関する実態調査
- (2) 高等学校体育・スポーツに関する研究及び研究会の開催
- (3) 機関誌の発行
- (4) その他この部の目的達成に必要な事項

第3条 調査研究部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 委員 若干名

第4条 調査研究部の役員は、部会で選出し、会長が委嘱する。部長は、部を代表し、委員長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 調査研究部役員会は、部長が招集し、部の主要事項を審議する。

第6条 調査研究部の経費は、高体連の予算をもってこれに充てる。

岡山県高等学校体育連盟定時制通信制部細則

第1条 この部は、岡山県高等学校体育連盟規約第5条に基づき、岡山県高等学校体育連盟定時制通信制部と称する。

第2条 定時制通信制部は、岡山県高等学校体育連盟の定時制通信制部に関する事項をつかさどり、次の事業を行う。

- (1) 大会事業に関する事項
- (2) 各競技専門部の運営等に関する事項
- (3) その他この部の目的達成に必要な事項

第3条 定時制通信制部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 委員 若干名

第4条 定時制通信制部の役員は、部会で選出し、会長が委嘱する。部長は、部を代表し、委員長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

第5条 定時制通信制部役員会は、部長が招集し、部の主要事項を審議する。

第6条 定時制通信制部の経費は、高体連の予算をもってこれに充てる。

岡山県高等学校体育連盟表彰規程

第1条（設定の理由）

本規程は、岡山県高等学校の体育・スポーツの健全な発展を図るため設定する。

第2条（表彰の対象）

表彰を受ける者は、次の各項に該当する生徒及び教職員とする。

1 生徒の部

（1）全国優勝選手

ア 全国高等学校総合体育大会、国民スポーツ大会及びその他の全国大会に優勝した個人及び団体。

イ 全国優勝レベル以上の競技成績、記録をおさめた個人及び団体

（2）専門部優秀選手

競技専門部において在学中、特に優秀な成績をおさめ、卒業にあたり当該部長から推薦された個人。（各競技専門部男女各1名）

2 教職員の部

（1）全国優勝指導者

全国高等学校総合体育大会、国民スポーツ大会及びその他の全国大会に優勝した個人及び団体の直接の指導者。

（2）特別功労者

岡山県高等学校総合体育大会等連続10回、通算20回以上優勝を果たした指導者。

（3）功労者

ア 会長・副会長・理事が職を退いた場合、また役員で特に功績のあった者。

イ 岡山県高等学校総合体育大会等連続5回、通算10回以上優勝を果たした指導者。

ウ 本県高等学校の体育・スポーツの振興に特に功労のあった者。

エ 本連盟の発展に寄与した諸団体の関係者で特に功労のあった者。

第3条（表彰の手続き）

1 被表彰者の推薦については、推薦状に次の事項を記載し、その資料を本連盟会長へ提出する。

（1）種 目

(2) 学校名 (又は所属チーム)

氏 名 (又はチーム名)

(3) 推薦の理由

(4) その他特記事項

2 本連盟の会長は、毎年所定の期日までに表彰審議会を構成し、提出された資料に基づいてこれを審議し、被表彰者を決定する。

3 表彰の方法については、表彰審議会で決定し、表彰審議会は、常務理事会をもってこれに充てる。

第4条 (表彰の内容)

被表彰者に対しては、その栄誉と功績をたたえ、賞状と記念品を贈る。

第5条 (規程の改廃)

本規程の改廃は、評議員会で行う。

附 則 本規程は、昭和 57 年 4 月 21 日から施行する。

平成 17 年 4 月 13 日改正

平成 22 年 4 月 7 日改正

令和 7 年 4 月 10 日改正

岡山県高等学校体育連盟慶弔内規

岡山県高等学校体育連盟の加盟生徒及び役員の慶弔については、次の基準によるものとする。

第1条 死亡の場合は、次のとおりとする。

(1) 加盟校生徒

岡山県高等学校体育連盟主催の競技中における生徒の死亡の場合、弔慰金(香料 10,000 円)と花輪を贈る。

(2) 役員

役員の場合は、弔慰金(香料 10,000 円)と花輪を贈る。

(3) 上記以外特に必要とする場合は、会長の承認を得て弔意を表すものとする。

第2条 傷病の場合は、次のとおりとする。

(1) 加盟校生徒

岡山県高等学校体育連盟主催の競技中に負傷した者のうち、2か月以上の治療を必要とする者、又は1か月以上の入院を必要とする者には、見舞金(5,000 円)を贈る。

(2) 役員

病欠1か月以上に及ぶ場合、又は公傷で3週間以上の入院治療を必要とする場合は、見舞金(5,000 円)を贈る。

(3) 上記以外特に必要とする場合は、会長の承認を得て、特別に見舞金を贈ることができる。

第3条 国際大会の激励金

加盟生徒並びに指導者及び役員が、日本代表選手又は監督等として参加する場合は、年に1回を上限として激励金(10,000 円)を贈る。

第4条 前各条以外の事由が発生した場合は、常務理事会に諮り、会長が決定する。

附 則 本内規は、昭和57年4月21日から施行する。

令和7年4月10日一部改正

[注] ここでいう役員とは、会長・副会長・理事・監事をいう。